

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1049））

2. 日時：平成30年6月18日 18時00分～21時05分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、正岡主任安全審査官、宮本主任安全審査官、角谷安全審査官、穂藤安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他16名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電株式会社から、本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「43条 重大事故等対処設備」、逃がし安全弁吹出量の公称値の取扱いについて説明があった。

（2）原子力規制庁から、主に以下の点について指摘を行った。

<43条 重大事故等対処設備>

○ 前回のヒアリング（平成30年6月15日）でも指摘したが、重大事故等対処施設重大事故防止設備と重大事故緩和設備の分類等についての整理が不十分であるため、社内ですべてチェックした上で提示すること。

<逃がし安全弁吹出量の公称値の取扱い>

○ 燃料被覆管の破裂が発生した場合、その発生後の対応に与える影響を整理して提示すること。

○ 逃がし安全弁を交換することに伴う悪影響の有無を整理して提示すること。

（3）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 補足 共-1 重大事故等対処設備の設備分類及び選定 比較表 （東海第二、柏崎刈羽6/7、玄海3/4）
- ・ 逃がし安全弁の設計変更による安全性への影響について